

今月の
用語

隣に伝えたい 新たな言葉と概念

【療養型病床の医療区分】

〈解説〉 医療療養病棟の慢性期入院患者を、患者の特性に応じて評価し、医療保険と介護保険の役割分担を明確にすることを目的とするもの。医療療養病棟の入院基本料の算定の際に、患者の医療の必要度を「医療区分1-3」に、ADLの状況を「ADL1-3」に分類し、その組み合わせから医療の必要性の高い患者では入院基本料が高く、医療の必要性の低い患者にかかる医療では基本料が低く設定される（表1）。

診療報酬が最高となる医療区分3（1,740点）に対し、医療区分が1でADL区分が1か2の場合は最低の764点となり介護療養型医療施設（最低782単位）を下回る。医療区分3に該当する疾患や状態には「スモン」「24時間持続点滴」があり医療処置として人工呼吸器使用などが含まれる。医療区分2には「筋ジストロフィー」「パーキンソン病関連疾患」「頻回の嘔吐」「うつ状態」などが含まれ、いずれにも該当しないものが医療区分1とされている。

ADL区分は、患者のADLをベッド上の可動性、移乗、食事、トイレについて、介助の必要度を採点し、その合計点数で区分1-3に分類される。

表1 療養病棟入院基本料

	医療区分1	医療区分2	医療区分3
ADL区分3	885点	1,344点	1,740点
ADL区分2	764点	1,344点	1,740点
ADL区分1	764点	1,220点	1,740点

表2 医療区分

区分3	『疾患・状態』
	<ul style="list-style-type: none"> ・スモン ・医師および看護師による24時間態勢での監視・管理が必要
区分2	『医療処置』
	<ul style="list-style-type: none"> ・中心静脈栄養 ・24時間持続点滴 ・人工呼吸器使用 ・ドレン法・胸腹腔洗浄 ・酸素療法 ・発熱をともなう場合の気管切開・気管内挿管のケア ・感染隔離室におけるケア
区分1	『疾患・状態』
	<ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症（ALS） ・パーキンソン病関連疾患 ・その他の神経難病（スモンを除く） ・神経難病以外の難病 ・脊髄損傷 ・肺気腫 ・慢性閉塞性肺疾患（COPD） ・疼痛コントロールが必要な悪性疾患 ・肺炎 ・尿路感染症 ・創感染 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 ・脱水 ・体内出血 ・頻回の嘔吐 ・褥瘡 ・うつ血性潰瘍 ・せん妄の兆候 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態
	『医療処置』
	<ul style="list-style-type: none"> ・透析 ・発熱または嘔吐をともなう場合の経管栄養 ・喀痰吸引 ・気管切開・気管内挿管のケア ・血糖チェック ・皮膚の潰瘍のケア ・手術創のケア ・創傷処置 ・足のケア
区分1	区分2、3に該当しないもの

〈関連分野〉 診療報酬、医療療養病床、介護療養病床

(柳下芳寛)